	⑬　給油脂	①　各部の給油脂状態を調べる。	①　給油脂が十分であること。
		②　自動給油脂装置の作動の適否を調べる。	②　正常に作動すること。
2.1.10 総合テスト		走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

2.2　トラクター・ショベル（ホイール式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
2.2.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.2.2 動力伝達装置	⑴　トルクコンバーター ⑵　トランスミッション	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　プロペラシャフト ⑷　デファレンシャル ⑸　ファイナルドライブ	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑹　チェーンケース（スキッドステアリング式のものに限る。）	①　前進させ、及び後進させて異音の有無を調べる。	①　異音がないこと。
		②　亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	②　亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。
		③　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	③　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		④　カバー取付け面及び車軸からの油漏れの有無を調べる。	④　油漏れがないこと。
		⑤　ケース取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑤　緩み及び脱落がないこと。
2.2.3 走行装置	⑴　フロントアクスルハウジング及びリヤアクスルハウジング ⑵　タイヤ（ホイールを含む。）	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.2.4 操縦装置	⑴　ハンドル	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　ギヤボックス ⑶　ロッド及びアーム類	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷　アーティキュレート機構	①　左右にかじ取りをしてアーティキュレート角度を調べる。	①　アーティキュレート角度が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		②　左右にかじ取りをしてセンターピンのがたの有無を調べる。	②　著しいがたがないこと。
		③　センターピン部の亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	③　亀裂、損傷及び変形がないこと。
		④　ステアリングシリンダーの異常の有無を、別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準により調べる。	
	⑸　パワーステアリング装置	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.2.5 制動装置	⑴　走行ブレーキ ⑵　駐車ブレーキ	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　ロッド、リンク及びケーブル類 ⑷　ホース及びパイプ	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑸　オイルブレーキ ⑹　エアブレーキ ⑺　ブレーキ倍力装置 ⑻　ブレーキドラム及びブレーキシュー ⑼　バックプレート ⑽　ブレーキディスク及びパッド（キャリパー式のものに限る。）	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	